## 2023 年度・中東等産油・産ガス国投資等促進事業/ 人材育成支援/国内受入

# 「サウジアラビア水環境協議会(SAWEA)水技術視察ミッション」 業務委託先の公募について

2023 年 6 月 30 日 一般財団法人 中東協力センター

一般財団法人中東協力センター(以下「JCCME」)は、国内受入事業の一環として、サウジアラビア水環境協議会(以下「SAWEA」と称する。)を対象に、水技術視察ミッションの受入れを実施致します。下記要領にて本件にかかる業務の委託先を公募します。

記

## 1. 事業概要

- 1) 対象は SAWEA もしくはそれに準じるサウジ政府系の水及び下水に関する 団体のエンジニア7名。この 7 名により水技術視察ミッションを派遣する。 その際の日本での受入れを実施する。日本での視察は 8 月 28 日から 9 月 1 日までの 5 日間とする。
- 2) テーマは「Water & Environment」。「Water」に関しては日本の最新鋭の技術 (Japanese state of the art technology)を紹介する。「Environment」は各日本企業や大学の Carbon Free, Carbon Neutral の取り組みについて講義を行う。
- 3) 視察先の候補として、東京都や地方自治体が運営する上水場や日本企業の水技術センターや大学での水研究施設などを検討する。SAWEA としては、座学よりも実際の技術やノウハウに触れられる現場の視察を重要視している。
- 4) 大企業のみならず、ユニークな技術を持ちながら未だ海外に進出していない日本企業も対象として技術プレゼンを実施する。

## 2. 公募(見積り)に関する留意点

- 1) 上記の実施概要をふまえた研修日程案の策定と見積書の作成をする。この 研修日程案は SAWEA 及び当センターにて承認される必要があり公募による選 出後に修正等が入る可能性がある。その際の修正作業も含む。
- 2) ミッション日程に関する手配とアテンド等の実施。国内出張時のアテンド人数は 最大 2 人(通訳は含まず)までとする。当センターより 2 名参加予定。 通訳に関しては業務委託先が、必要と判断された場合は見積に入れてください。
- 3) 事業報告書の作成、実施報告書の作成 事業報告書は各講義のサマリー、視察場所での議事録、本委託業務 を通じて知り得たサウジの水分野の問題点を記述して、今後の課題に対し

て我が国の技術やノウハウを活用した解決案、アドバイス等について記載する。実施報告書は指定された証票原本を用意して当センターの様式に沿って記述し提出する。

## 3. 日程(予定)

- 1) SAWEA の水技術視察ミッションは 2023 年 8 月 26 日から 9 月 3 日(移動日 含む)とし、日本での視察等期間は 8 月 29 日から 9 月 1 日の 5 日実働日 (休日、祝祭日は不含)とする。
- 2)公募期間は 6 月 30 日より 7 月 14 日までとし、公募後センターの規定により 厳正に選定され、7 月 20 日頃には選定結果は当センターの HP に開示さ れる。

#### 4. 応募要件

- 日本法人(登記法人)であること。
- 業務を円滑に実施するために十分な人員体制、経営基盤を有し、法令順守・金銭管理 の面で適切な管理能力を備えていること。
- 受託業者は、受託事業者社員、もしくは受託業者が本件業務委託期間中に手配する 第 3 者等が知り得た秘密事項については、委託期間中はもとより、委託期間終了後も 他に漏洩しないよう、本件業務に関わる関係者に対し指導・管理責任を有する。
- 経済産業省所管補助金交付等の停止および契約に係る指名停止等措置要領(平成 15・01・29 会課第 1 号)別表第一および第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれ にも該当しないこと。
- 暴力団排除に関する誓約書を提出すること。以下のいずれにも該当しないことを誓約する誓約書を提出。
  - ① 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の 防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であること、法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であること。
  - ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に 損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。
  - ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
  - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難さ

## れるべき関係を有していること。

## <本業務のための個別要件>

- 2019 年度以降に「水分野」に関する当センターに関する中東(GCC6 ケ国とエジプトとイランの計 8 ケ国)向けの国内受入、調査、技術協力、投資促進セミナー(ウェビナーを含む)、ワークショップ等の業務実績を有すること
- 過去にサウジアラビア国の水分野(上水もしくは下水)における業務実績を有すること
- 5. 応募書類:下記の書類をまとめて公募締め切り前に郵送する。
  - 見積書
  - 応募者の概要がわかるもの(会社案内等)
  - 各トピックについて提供できるコンテンツ(書式自由)
  - く本業務のための個別要件>を満たす業務実績(年度、向先、内容)
  - 実施体制と実施体制の掲載された従事者の役割
  - 暴力団排除に関する誓約書(別添に署名いただき応募書類と一緒に提示下さい)。

## 6. 評価基準

以下の項目を勘案して、総合的に応募者を評価する。

- 提案金額とその内訳、経費の構成
- 提供できるコンテンツの内容
- <本業務のための個別要件>を満たす業務実績の内容
- コンプライアンス対応
- 7. 応募書類の提出期限

2023年7月14日(金曜日)15時

8. 選定結果の通知

2023 年7月 20 日を目途に JCCME のホームページに掲載する。 選定結果に関する問い合わせは不可とする。

9. 応募書類提出および問い合わせ先

一般財団法人中東協力センター 吉田(参事)

E-mail: yoshida@jccme.or.jp

Tel: 03-3237-6722

以上

## 暴力団排除に関する誓約書

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記①から④までのいずれにも 該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- ① 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の 防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であること、法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であること。
- ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。
- ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき 関係を有していること。

年 月 日

钔

住所

社名

氏名